

いじめ相談室の相談状況

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 相談状況

項目	単位：人		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
電話相談（本人より）	3	13	1
（保護者より）	20	19	13
（学校関係者より）	130	67	65
（その他）	2	5	12
計	155	104	91
来所相談（本人）	0	0	0
（保護者）	18	3	1
（学校関係者）	16	14	15
（その他）	2	8	1
計	36	25	17
その他（学校訪問）	108	105	81
（保護者宅）	15	0	0
計	123	105	81

資料：舞鶴市教育委員会

3 いじめの様態

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他